



2020年1月20日

各 位

会 社 名 株式会社エイチ・アイ・エス
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 社長執行役員
グループ最高経営責任者 澤田 秀雄
(コード番号 9603 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画本部長 福島 研
(TEL 03-6388-0707)

第 39 回定時株主総会第 3 号議案に関する ISS レポートに対する当社の見解について

2020年1月29日開催予定の当社第39回定時株主総会における第3号議案「定款一部変更の件」(以下「本議案」といいます)について、議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services Inc. (以下「ISS 社」といいます)から、「反対」を推奨する旨の英文レポート(以下「本レポート」といいます)が発行されている事実を確認しております。

つきましては、株主・投資家の皆様に改めて本議案に関する当社の見解を十分にご理解いただきたく、下記のとおりご説明申し上げます。

記

1. ISS 社の反対推奨の理由

ISS 社は本レポートにおいて、第3号議案「定款一部変更の件」のうち、定款第2条(目的)の42として「上記、各号に掲げる以外の事業」を新設する部分につき、当社が取締役会の裁量で、リスクのある、または主力事業と関連しないあらゆる事業に参入することを可能とするところ、そのような形の事業拡大は主力事業にかけるべき経営資源を分散させ、企業価値を毀損する懸念があることを本議案の反対推奨の理由としています。

2. 当社の見解

当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」において、旅行業を中心としつつも旅行関連事業にとられることなく、お客様に喜ばれるサービスの提供を続けるために、新規事業を含め当社グループ内の経営資源の最適な配分と効率的活用を一つの主要な理由として、持株会社体制に移行することを株主の皆様にお諮りします。

この点、当社は近年の定時株主総会においては毎年、進出する可能性のある事業目的を追加するための定款変更につき、株主の皆様のご承認をいただいております。しかしながら、定時株主総会において想定していなかった小規模な新規事業を開始するために子会社を新設する際、当該事業が親会社である当社の定款の目的に含まれないことが形式的に定款認証の要件を満たさないとの指摘を受けたことがあること、また既存の会社において小規模な新規事業を実施するにあたってそのような疑義を避けるべきとの意見が社内がありました。そこで、次回の定時株主総会を待たずタイムリーに新規事業への進出を実現するために、あくまでも次回の定時株主総会において定款を変更し正式に目的として追加するまでの間形式的な要件を満たすことを企図して、第3号議案42の新設を提案するものであります。主力事業からの大幅な経営資源の移動を伴うような大規模な新規事業を、定款第2条42を根拠として開始

する意図は全くございませんし、今後も定時株主総会においては、必要に応じて事業目的の追加につき株主の皆様にお諮りするべきと考えております。

上記のとおり、ISS 社の本議案に関する指摘は、当社に関しては企業価値の毀損につながる恐れはなく、本議案の内容は妥当であると考えております。

株主の皆様におかれましては、当社の上記見解等をご勘案いただき、本議案への議決権行使を慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

以上